

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正案」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、令和4年1月11日から施行する。</u></p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
病衣貸与料	(略)	(略)	病衣貸与料	(略)	(略)
多焦点眼内レンズを用いた水晶体再	<u>アルコン アクリソフ IQ PanOptix</u> (新設)	<u>215,600</u> (新設)			
	<u>アルコン アクリソフ IQ PanOptix</u> <u>TORIC</u> (新設)	<u>237,600</u> (新設)			

建術 (新設)	<u>テクニス シナジー VB Simplicity</u> (新設)	<u>193.600</u> (新設)		
	<u>テクニス シナジー TVB Simplicity</u> (新設)	<u>215.600</u> (新設)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)	
<p>【改正理由】 白内障に対する「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」が令和2年度診療報酬改定により選定医療として運用されることになり、令和3年11月29日開催の材料部委員会で当該材料が承認されたことに伴い、令和4年1月11日から実施することら、自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>				